

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段:申立による差止、下段:職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

21 ラオス

21.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

概要

ラオスでは、知的財産権に関する模倣品に対する水際措置として、特許権、小特許権（実用新案権に相当）、意匠権、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸入における通関保留等が実施されている。商標権及び著作権については、侵害被疑品の輸出及びトランジットにおける通関保留等も実施されている。

知的財産権の模倣品対策に係る主な行政機関としては表1のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関の名称¹

機関名	英語名称
知的財産局	Department of Intellectual Property
刑事警察局経済部	Department of Criminal Police, Economic Division
検察官総局	Public Prosecutors General Office
税関局	Department of Customs
法務行政局	Department of Judiciary Administration
経済仲裁機関	Economic Arbitration Organization

21.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象となる知的財産法

水際措置の対象となる知的財産権は、特許、小特許²、意匠、商標及び著作権である。ただし、商標及び著作権については、輸入、輸出及びトランジットにおける侵害被疑品が差止による保護の対象であるが、それ以外は輸入のみが保護対象である。

¹ 行政機関及びその名称及び英語名称については、下記のウェブサイトの情報を参照した。

JETRO ウェブサイト ラオス知的財産に関する情報「カンボジア・ブルネイ・ミャンマー・ラオス比較表（2013年3月）」 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/laws_compare.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）及び同サイト「ラオス知財レポート（2013年3月）」

URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/la/ip/pdf/laws_la.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）

² 日本の実用新案に相当する制度

表2 水際措置に関する規定の有無³

		特許	小特許	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※2}	○ ^{※3}	○ ^{※4}
	職権差止	×	×	×	×	×
輸出	申立差止	△ ^{※5}	△ ^{※5}	△ ^{※5}	○ ^{※3}	○ ^{※4}
	職権差止	×	×	×	×	×
トランジット	申立差止	△ ^{※5}	△ ^{※5}	△ ^{※5}	○ ^{※3}	○ ^{※4}
	職権差止	×	×	×	×	×
税関登録制度		×	×	×	△ ^{※6}	△ ^{※6}

※1 根拠となる規定は、知的財産法55条

※2 根拠となる規定は、知的財産法56条

※3 根拠となる規定は、税関法第32条及び第33条並びに知的財産法57条

※4 根拠となる規定は、税関法第32条及び第33条並びに知的財産法99条

※5 質問票調査において差止実施との情報を得たが、対応条文では輸出及びトランジットに関する規定を確認できなかった。

※6 質問票調査より実務上は実施されているという情報を得たが、対応する規定の情報は得られなかった。

(2) 水際措置の範囲及び担保法

主な担保法は、商標及び著作権については、ラオス税関法及び知的財産法である。また、特許、小特許及び意匠については、知的財産法である。

<税関法⁴>

Article 32. (New) Protection Measures

If the owner of intellectual property rights has reliable information that imported, exported or transited goods infringe his/her trademarks or copyrights, the owner of the intellectual property right is entitled to prepare a request and submit it to the Customs Administration to inspect and seize such goods temporarily.

第32条 (新規) 保護措置

知的財産権の権利者が、輸入、輸出及びトランジットにおける商品が自己の商標及び著作権を侵害品しているという信用できる情報を有している場合には、当該知的財産権の権利者は税関当局に対して、当該侵害品の検査及び一時差押えの請求を提出する権利を有する。

Article 33. (New) Implementation of Protection Measures

The Customs Administration shall issue detailed regulations to implement the protection measures as defined in Article 32 of this Law, in which it must be consistent with the Intellectual Property Law and agreements and conventions that

³ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

⁴ ラオス税関法の英語訳は以下のサイトを参照した。また、その日本語訳は本調査研究用の仮訳である。以下も同じ。
WTO ウェブサイト URL:https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/lao_e/WTACCLAO36A1_LEG_3.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日)

Lao PDR is party to.

第33条（新規）保護措置の実施

税関当局は、この法律第32条に規定された保護措置を実施するための規則を発行しなければならない。ただし、知的財産法及びラオス人民民主共和国が加盟している同盟・条約を遵守するものでなければならない。

<知的財産法⁵>

第55条（改訂）特許及び小特許所有者の権利

特許所有者は、以下の権利を有する。

1. 特許が製品にかかるものである場合

- 1.1. 他者が所有者の許可を得ずに特許製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用することを妨げる権利
- 1.2. 他者が所有者の許可を得ずに販売の申出、販売又は使用の目的で当該製品を所持することを妨げる権利

2. 特許が方法にかかるものである場合

- 2.1. 他者が所有者の許可を得ずに当該方法を使用することを妨げる権利
- 2.2. 他者が、所有者の許可を得ずに特許方法から直接入手された製品について1に定める行為をすることを妨げる権利

3. 特許所有者以外の個人、法人又は組織がラオス人民民主共和国において1及び2にいう何れかの行為を行うことを許可すること

4. 法令に基づく自らの権利を訴訟提起等により他者による侵害から守る権利及び他者により引き起こされた損害について補償を受ける権利

5. 特許証が交付された時から、他者が特許発明を活用することを妨げること。所有者は、出願係属中に生じた侵害行為については、特許が付与された後に、係属中で、公開の後に生じた行為についてのみ又は侵害者が特許出願を知っていた場合にのみ訴訟を提起することができる。

小特許所有者の権利については、特許所有者の権利を準用する。

第56条（改訂）意匠所有者の権利

意匠所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は模倣である意匠を付したか又は包含する物品を製造し、販売し又は輸入することを、かかる行為が商業目的で行われることを条件として、妨げる権利を有する。

第55条3、4及び5の規定は、公開が遅延した場合は、関係情報が訴えられた者に最初に通知されたときを除いて訴えを提起してはならないことを条件として、準用される。

第57条（改訂）商標所有者の権利

商標所有者は、以下の権利を有する。

⁵ ラオス知的財産法の日本語訳は、以下のサイトの日本語訳を引用した。以下も同じ。特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」～ラオス知的財産法～URL:https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/lao/tizaihou.pdf（最終アクセス日：2017年3月13日）

1. すべての第三者が、業として、当該商標の登録の対象である商品又はサービスと同一の、類似の又はこれらと関係する商品又はサービスについて同一の又は類似する標識を使用することを、かかる使用が混同の虞を引き起こす場合に、妨げること
2. 当該標章を付した商品の販売又は広告、サービスに関連する当該標章の使用及びかかる標章を付した商品の輸入又は輸出を妨げること
3. 法令に基づく自らの権利を訴訟を提起する等により他者による侵害から守ること及び他者により引き起こされた損害にかかる補償を受ける権利1及び2という権利は、如何なる現存の先の権利も害するものではない。

上記の権利は、周知標章及び商号にも、これらの登録の有無を問わず準用される。

1. 商標所有者以外の如何なる個人又は組織も、商標所有者による許可なしには、ラオス人民民主共和国において1にいう如何なる行為も実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いて、許可なしの如何なるかかる行為も、侵害行為であるとみなされる。
2. 商標に基づく権利を執行する措置をとるのは商標所有者の責任である。商標所有者は、自ら利用可能なその他の権利、救済又は手段のほかに、本法に規定する除外に従うことを条件として、その商標を侵害するか又は侵害が生じる虞がある行為をその合意なしに実行する個人又は組織に対して訴訟を提起する権利を有する。
3. 登録商標の所有者は、1にいう標章が登録された時から、他者が当該標章を使用することを妨げる権利を有する。この規定は、商標登録者が他の根拠に基づき、なかんずく周知の標章の侵害又は商号の侵害について訴訟を起こす権利を害するものではない。

第99条（新規）著作者人格権及び経済的権利の侵害

作者以外の如何なる個人、事業体又は組織も、作者による許可を得ずに第97条にいう行為の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、許可を得ていないかかる行為の何れも作者の著作者人格権の侵害行為であるものとみなされる。

作者以外の如何なる個人、事業体又は組織も、作者による許可を得ずに第98条にいう行為の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、作者の許可を得ていないかかる行為の何れも作者の経済的権利の侵害行為であるものとみなされる。

作者又は著作権所有者は、他者による自己の著作者人格権又は経済的権利の侵害から法令に基づく自己の権利を守る権利、たとえば訴訟を提起する権利及び他者により引き起こされた損害に対する補償を受ける権利等を有する。

(3) 税関登録制度

ラオスには、商標及び著作権に関する侵害被疑品について税関差止のための登録制度がある⁶。

⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までの手続

商標及び著作権について税関における知的財産権の侵害被疑品に対する差止等は⁷、知的財産権の保護に関する指令（Instruction On Customs Measures For The Protection Of Intellectual Property Rights (No.1970/MOF) 2011；以下、指令という）に定められている⁸。

税関に対する被疑侵害品の差止の申請から処分までの流れは図1のとおりである。

手続	手続の説明
1. 権利者による税関での差止の申請	権利者は、税関における自己の権利に係る侵害被疑品の一時差止のためには、所定の書類及び証拠を揃えて税関当局へ申請しなければならない。 (指令第4条、第5条及び第6条)
2. 申請の受理と侵害被疑品の一時差止指示	申請書類等は税関当局で審査され、申請が受理されると関係する税関へ侵害被疑品の一時差止の指示がなされる。 (指令第8条)
3. 侵害被疑品の一時差止・検査	税関職員により侵害被疑品が発見されると、24時間以内に一時差止の指示がなされ、輸出入者、申請者にその旨が通知される。 (指令第9条)
4. 裁判所への提訴	権利者は一時差止の通知を受理後10日以内に裁判所に対して侵害の提訴の手続を開始しなければならない。10日に開始できない場合には、一時差止は解除される。 (指令第11条、第15条)
5. 裁判所での侵害判定	裁判所にて侵害の判定がなされ判決が出される。 (指令第14条)
6. 侵害被疑品の処分	侵害品は裁判所の命令により処分される。 (指令第18条)

図1 税関における侵害被疑品の差止から処分までの流れ⁹

<指令¹⁰>

Article 3. Protection of Intellectual Property Rights

The protection of intellectual property rights shall be the application of measures against infringers upon application of any right holder in accordance with the procedures as set out in this Instruction. The protection under this Instruction shall not apply to the non-repetitive import or export of small quantities of goods of a non-commercial nature.

This Instruction shall apply to counterfeit trademark goods and pirated copyright goods only.

第3条：知的財産権の保護

知的財産権の保護は、本指令に定める手続に基づく権利者の申請により、侵害者に対して措置を講じることとする。本指令に基づく保護は、非営利目的の少量の物品の反復的でない輸出入には適用されない。本指令は、偽造商標品及び著作権侵害物品にのみ適用されるものとする。

⁷ 指令 (No.1970/MOF) 2011 の英語訳はラオスの輸出入情報に関するポータルサイト (Lao PDR Trade Portal) に掲載。
URL:<http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=12> (最終アクセス日：2017年3月13日)

⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく (特許、小特許及び著作権についての手続に関する情報は得られなかった。)

⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁰ 指令 (No.1970/MOF) の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

Article 4. Right to Apply for Inspection and Suspension

The right holder, who has valid grounds for suspecting that the importation, exportation or transit of certain goods may violate his intellectual property rights, may file, by himself or by his authorized representative, an application in writing to the customs authority for inspection and suspension of such goods.

In case of emergency where the filing of a written application is impossible, the right holder may verbally request the customs authority to take action as provided for under the Customs Law.

第4条 検査及び差止を申請する権利

ある物品の輸入、輸出又はトランジットが自己の知的財産権を侵害するとする正当な理由を有する権利者は、自ら又はその権限を有する代表者により、当該物品の検査及び差止を税関当局に書面で申請することができる。

書面による申請を行うことができない緊急時には、権利者は税関当局に対し、税関法に定めるところにより、口頭により対応を求めることができる。

Article 5. Application Requirements

Prior to the inspection and suspension, the right holder is required to provide the following documents:

(the rest omitted)

第5条 申請要件

検査及び差止に先立ち、権利者は以下の書類を提供することを要する。

(以下、省略)

Article 6. Place for Filing Application

The right holder shall file his duly and complete application and supporting documents as required in Article 5 of this Instruction with the Customs Department or relevant regional customs office.

第6条 申請先

権利者は、本指令第5条で規定された申請に必要な申請書一式及び添付書類を、関税局又は該当する地域の税関に提出するものとする。

Article 7. Rejection

After receiving the application, the customs authority shall examine the compliance of the application within 3 (three) working days of the filing and serve the applicant a written notice with reasons in case of rejection.

第7条 棄却

申請書の受領後、税関当局は、提出から3営業日以内に申請書の遵守を審査し、棄却する場合はその理由を添えて申請人に書面で通知するものとする。

Article 8. Acceptance of Application and Inspection of Suspected Goods

The customs authority shall, within 3 (three) working days from the receipt of the

application filed under Article 6 herein, issue an instruction accompanied with the application and supporting documents to the relevant customs officer(s) in order to inspect suspected goods. Immediately upon receipt of the instruction and application with supporting documents, the customs officer shall start to inspect the suspected goods.

第8条 申請の受理及び被疑品の検査

税関当局は、被疑品を検査するため、第6条に基づいて提出された申請書の受領から3営業日以内に、申請書及び裏付け書類を添えて関係する税関職員に指示を出すものとする。指示及び申請書並びに裏付け書類を受領次第、税関職員は被疑物品の検査を開始するものとする。

Article 9. Suspension

If the customs officer has found the suspected goods, it shall immediately order the suspension of such goods and, within 24 hours, serve a written notice of such suspension to both the relevant importer or exporter and the applicant and send a copy of the notice to the Customs Department or relevant regional customs office.

第9条 差止

税関職員は、被疑品が判明した場合、直ちに当該物品の差止を命じ、差止めた旨を24時間以内に該当する輸入者又は輸出者及び申請人の双方に書面で通知するとともに、その通知の写しを関税局又は該当する地域の税関に送付するものとする。

Article 11. Judicial Action

Upon receipt of the notice of suspension, the applicant shall initiate judicial action with the competent People's Court against the owner of the goods within 10 working days.

第11条 訴訟

差止通知を受領した場合、申請人は10営業日以内に、物品の所有者に対し、管轄権を有する人民裁判所に訴訟を提起するものとする。

Article 12. Duration of Suspension

The customs officer may maintain the suspension for 10 (ten) working days. The customs officer may continue the suspension provided (the rest omitted)

第12条 差止期間

税関職員は、10営業日の間、差止を維持することができる。税関職員は、認められた差止を継続することができる。
(以下、省略)

Article 14. In Case of an Action Initiated

Where a People's Court decision has ruled that the suspended goods are infringing goods, the owner of the goods shall be fined in accordance with the Customs Law. In addition, the owner of the goods shall pay for any expenses in accordance with the People's Court decision. Where there has been a deposit of security under second

paragraph of Article 12 herein, the customs officer shall apply such a security for such payment. The remaining of the security after such payment shall be returned to the owner of the goods.

Where the People's Court decision has ruled that the suspended goods are not infringing goods, the customs officer shall apply the security of the applicant to pay for any expenses and damages arising from such suspension in accordance with People's Court decision. The remaining of the security after such payment shall be returned to the applicant.

第14条 訴訟が提起された場合

差止品は侵害品であるとする人民裁判所の判決が出された場合、当該物品の所有者には、税関法に従って罰金が科されるものとする。また、物品の所有者は、人民裁判所の判決に従って費用を支払うものとする。第12条第2項に基づいて保証金が供託されている場合、税関職員は、当該保証金をその支払いに充てるものとする。その支払い後の保証金の残金は、物品の所有者に返金されるものとする。

差止品は侵害品ではないとする人民裁判所の判決が出された場合、税関職員は、人民裁判所の判決に従って、申請人の保証金を当該差止から生じる費用及び損害の支払いに宛てるものとする。その支払い後の保証金の残金は、申請人に返金されるものとする。

Article 15. In Case of No Action Initiated

Upon suspension, within 10 (ten) working days, the applicant shall initiate judicial action with competent People's Court. The failure of such initiation within such a timeframe shall entitle the customs officer to release the goods immediately and to apply the security of the applicant to compensate for damages suffered by the owner of the goods.

Where there has been a deposit of security under second paragraph of Article 12 herein and where the import of such goods is subject taxes and import duties, the customs officer shall deduct such taxes and duties from such a security as part of national income collection. The remaining of the security after such payment shall be returned to the owner of the goods.

第15条 訴訟が提起されない場合

差止められた場合、申請人は10営業日以内に、管轄権を有する人民裁判所に訴訟を提起するものとする。その期間内に提訴されない場合、税関職員は直ちに物品を通関させ、申請人の保証金を物品の所有者が被った損害の補償に充てることができる。

第12条第2項に基づき保証金が供託されている場合並びに当該物品の輸入に租税及び輸入関税が課される場合、税関職員は、国税徴収の一環として当該租税及び関税を当該保証金から差し引くものとする。その支払い後の保証金の残金は、物品の所有者に返金されるものとする。

Article 18. Measure against Infringing Goods

The infringing goods shall be destroyed in accordance with a court decision. Expenses for such destruction shall be in accordance with the relevant People's Court decision.

第18条 侵害品に対する措置

侵害品は、裁判所の判決に従って廃棄されるものとする。

廃棄の費用は、該当する人民裁判所の判決によるものとする。

(5) 費用負担

商標及び著作権については税関における侵害被疑品の差止等にかかる費用負担については、前記指令（第14条及び第15条）に定められており¹¹、権利侵害の判決の場合には輸入者の負担となり、非侵害の判決の場合には一時差止の申請者の負担となる。

(6) 税関と権利者等の連携について

知的財産権の侵害に対する税関と権利者等の連携についての情報は得られなかった¹²。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

ラオスにおける税関での知的財産権の侵害品の差止件数の統計調査はなされているが、公表はされていない¹³。

21.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

ラオスでは、特定の知的財産権の侵害行為に対して、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	該当するものに罰則が科される	知的財産法 第145条第1項
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	該当するものに罰則が科される	知的財産法 第145条第3項
映画の盗撮に関する刑事罰規定	該当するものに罰則が科される	知的財産法 第145条第3項

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

ラオスでは、知的財産法第145条第1項に基づいて、商業目的で意図的な場合には営業秘密の不正取得に対して刑事罰が科される¹⁴。なお、同第60条には営業秘密の権利が、また、第117条にはその侵害行為が規定されている。

<知的財産法>

第145条（新規）知的財産にかかる罰則

知的財産にかかる罰則は以下のとおりとする。

¹¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹² 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

1. 商業目的で意図的に第117条、第118条、第119条及び／又は第120条に違反すること
(以下、省略)

第117条 (新規) 産業財産権の侵害

産業財産の侵害とは、第55条から第61条に規定する何れかの行為で産業財産所有者の許可を受けていないものをいう。

(以下、省略)

第60条 (改訂) 営業秘密の所有者の権利

営業秘密の所有者は、以下の権利を有する。

1. 合法的にその管理下にある営業秘密が、その同意を得ずに、誠実な商慣行に反する態様で他者に開示され、他者により取得され又は他者により使用されるのを妨げること。ただし、以下を除く。

(中略)

営業秘密については登録を要しない。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

ラオスでは不正ラベル・不正包装の故意の使用については、第145条第3項に基づいて刑事罰が科される¹⁵。なお、同知的財産法第121条には商標偽造行為が規定されている。

<知的財産法>

第145条 (新規) 知的財産にかかる罰則

知的財産にかかる罰則は以下のとおりとする。

(中略)

3. 意図的に第121条及び／又は第122条に違反すること

第121条 (新規) 商標偽造行為

偽造商標商品とは、当該商品に関して正当に登録された商標と同一の又はその本質的な態様において商標から識別することができない、従って当該の商標の所有者の本法に基づく権利を侵害する商標を許可を得ないで付した商品（包装を含む）をいう。偽造商標商品を作り出し、販売し、販売のために申し出、広告し若しくはその他の方法により市場に出し又は輸入し若しくは輸出することは、本法の違反となる。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定¹⁶

ラオスでは映画の盗撮行為についても、前記第145条第3項に基づいて刑事罰が科される。なお、盗撮行為を含む行為について同第122条第2項に規定されている。

¹⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

<知的財産法>

第122条（新規）著作権侵害

著作権侵害商品とは、創作品又は著作隣接権の対象物の複製品である商品であって、当該複製品が下記に該当する場合のものをいう。

1. 権利所有者又は生産国において権利所有者により適正に許可された者の同意を得ないで作られた。
2. 映画館における映画作品を記録する機器の使用を含め、直接又は間接にある物品から作られた。

著作権侵害商品を製造し又はかかる商品を販売し、販売のために申し出、広告し若しくはその他の方法により市場に出し若しくは輸出し若しくは輸入することは、本法の違反である。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

ラオスにおける知的財産権の侵害品の刑事措置に関する統計情報は公表されていない¹⁷。

21.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

ラオスでは、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表4 民事措置の概要¹⁸

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	人民裁判所は、自己の損失について請求する当事者に補償し、かつ、侵害者又はその他の違反者にその不法な行為からの利益を得させないのに足りる額の損害賠償を定める。	知的財産法第 138 条
追加的損害賠償制度	なし	なし

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、知的財産法に規定されている。また、追加的損害賠償については、同法に規定されている¹⁹。また、知的財産権法に違反して他人に損害を与えた場合の損害賠償についても規定されている。

¹⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

<知的財産法>

第137条（新規）民事執行にかかる救済

裁判手続においては、原告は人民裁判所に以下のことを請求することができる。

（中略）

5. 補償に適切な損害賠償額を支払うよう侵害者に命じること

6. 権利所有者の経費を支払うよう侵害者に命じること。この経費には適切な弁護士報酬を含めることができる。

（以下、省略）

第138条（新規）損害賠償の査定

人民裁判所は、自己の損失について請求する当事者に補償し、かつ、侵害者又はその他の違反者にその不法な行為からの利益を得させないのに足りる額の損害賠償を定める。人民裁判所は、侵害者が故意にではなく又は知るべき合理的な理由を有することなく侵害活動を行った場合にも、利益の回復及び／又は損害賠償の支払を命じることができる。

第161条 民事措置

本法に違反し、他者に損害を与えた個人、法人又は組織は、その損害賠償の責めを負う。

（3）模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

ラオスにおける知的財産権の侵害品の民事措置に関する統計情報は公表されていない²⁰。

²⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>